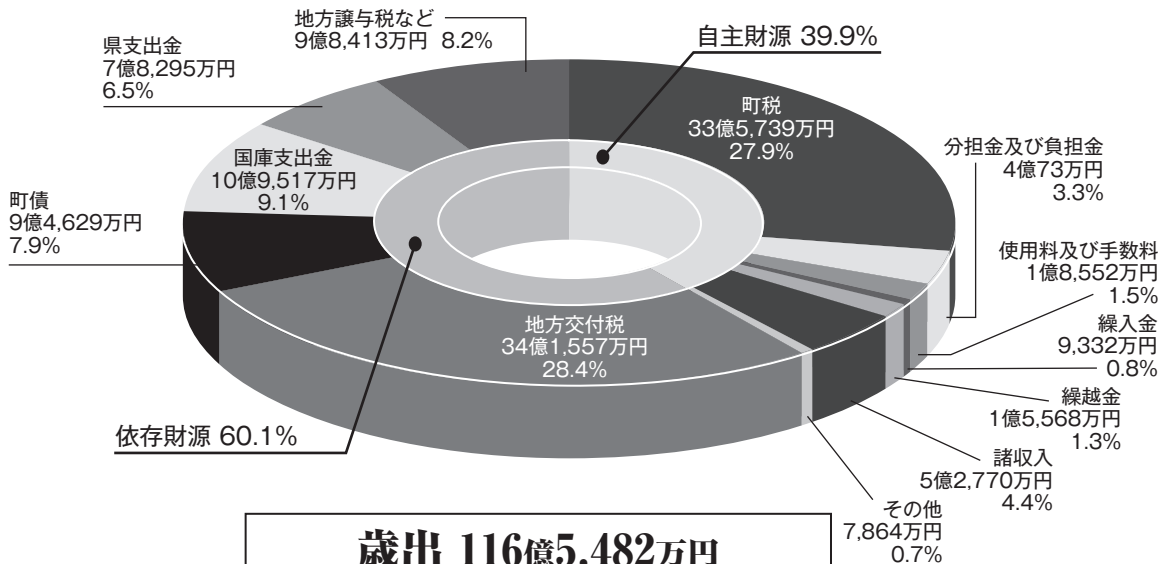


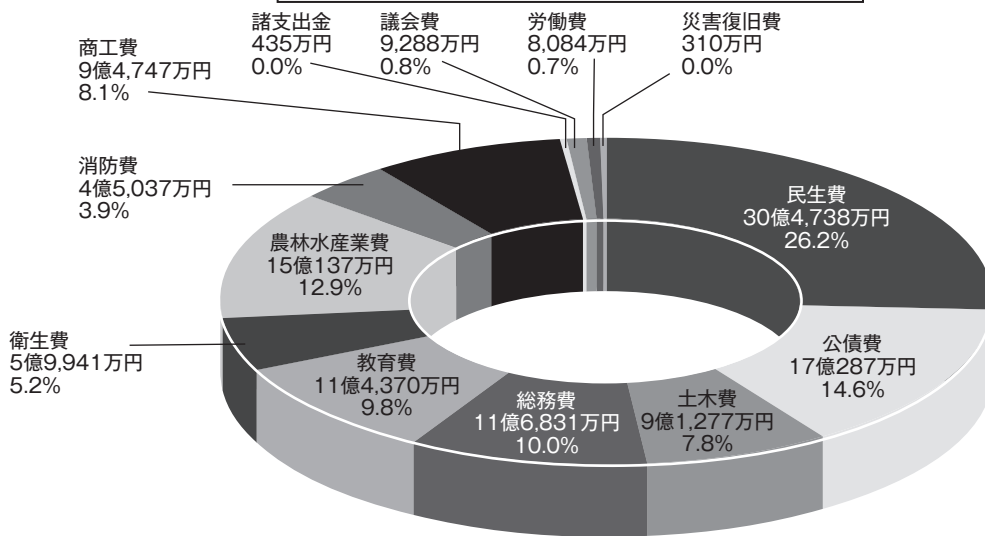
平成22年度 斐川町決算報告

一般会計

歳入 120億2,309万円



歳出 116億5,482万円



特別会計

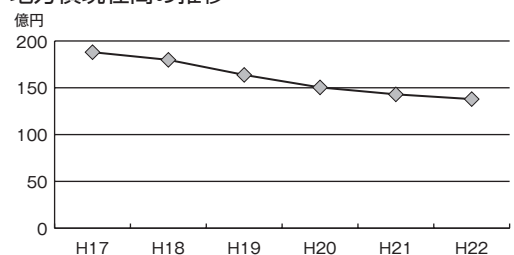
会計名	歳入	歳出
国民健康保険事業	25億1,438万円	24億5,907万円
老人保健	5,343万円	5,343万円
後期高齢者医療事業	4億7,062万円	4億7,023万円
簡易水道事業	2,064万円	1,009万円
営農飲雑用水事業	669万円	456万円

会計名	歳入	歳出
出雲空港周辺整備事業	801万円	801万円
公共下水道事業	12億 332万円	11億8,207万円
農業集落排水事業	8億5,466万円	8億3,489万円
介護保険事業	16億2,750万円	16億 709万円
合計	67億5,925万円	66億2,944万円

◎地方債・積立金現在高

項目	平成22年度	平成21年度	増減額
地方債現在高	137億8,988万円	142億9,807万円	△5億 819万円
積立金現在高	13億5,035万円	12億4,842万円	1億 193万円
財政調整基金・減債基金	9億9,430万円	8億4,699万円	1億4,731万円
その他	3億5,605万円	4億 143万円	△4,538万円

地方債現在高の推移



中学校卒業前までのお子さんを持つ方へ

子ども手当制度が変わりました

平成23年10月1日からの子ども手当制度が決定し、手当の額などが下の表のように変わりました。

この制度は平成24年3月までの制度です。平成24年4月以降の制度については、国において詳細が決まりましたらお知らせします。

新たに申請が必要です

◆申請手続

10月分からの子ども手当を受け取るためには、支給対象となる方かどうか審査をします。これまで受け取っていた方も、申請の手続をしていただくこととなります。

◆支給対象者

中学校卒業年度末までのお子さん（ただし16才以上は該当しない）を養育する人。

お子さんが児童福祉施設などに入所している場合は、原則として入所している施設の利用者等が対象者になります。

◆支給額

下の表のとおり年齢等により手当の支給額が変わります。

◆支払月

- ★平成24年2月
- 平成23年10月分から平成24年1月分
- ★平成24年6月
- 平成24年2月分と3月分

◆ご注意ください

- 次の方は速やかに申請してください。
- 10月以降にお子さんが生まれた方
- 10月以降に出雲市へ転入した方

おたすね

子育て支援課(子育て支援係)

☎ ② 6963

出生・転入した次の日から数えて15日以内に必ず申請をしてください。

この期間を過ぎて申請しても遡って手当を受け取ることができません。

● 10月以降に他の市町村へ転出した方
出雲市と転出先の市区町村両方での申請手続が必要ですよ。

◆申請手続に必要なもの

- ① 申請者の健康保険証
- ② 申請者名義の金融機関の口座番号が確認できるもの
- ③ 印鑑(スタンプ印は不可)
- ④ その他必要な書類の提出を
お願いする場合があります。

◆手続きの場所

子育て支援課及び各支所の市民福祉課(平田支所と斐川支所は健康福祉課)



★子ども手当支給額等主な変更点

項目	平成23年9月まで	平成23年10月から
手当月額	・ 児童1人あたり一律 13,000円	・ 0～3歳未満 15,000円 ・ 3歳以上小学校修了前 (第1子・第2子) 10,000円 (第3子以降) 15,000円 ・ 中学生(一律) 10,000円
対象児童の住所要件	・ なし (海外に居住する場合は、送金や面会等をしている証明書が必要)	・ 国内に居住する児童のみ 留学期間の場合等を除く(3年を超えない範囲)
同居要件	・ なし (別居の場合は、申立書が必要)	・ 両親が別居している場合は、子どもと同居している方を優先(単身赴任の場合等を除く)
児童福祉施設等入所児童	・ 面会や生活費の負担をしていれば、別居の父母に支給(別居監護申立書が必要)	・ 入所施設へ支給 短期間(2ヶ月以内)の入所を除く